

酒田市建設工事関連業務委託低入札価格調査制度取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、建設工事関連業務委託の発注において、酒田市建設工事等低入札価格調査制度実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく調査基準価格を下回る価格による入札があった場合の対応について定めるものとする。

(低入札価格調査の内容)

第2条 要綱第4条により落札の決定が保留となった場合は、要綱第5条について、次に掲げる事項について調査を行う。

- (1) 入札価格積算の根拠及び妥当性の適否
- (2) 業務計画等の妥当性
- (3) 過去の業務履行実績
- (4) 経営及び信用状況
- (5) その他必要な事項

(失格数値基準)

第3条 要綱第6条第2項の失格数値基準は、業務の種類ごとに、対象者の積算内訳書において計上されている次に掲げる各経費の額のいずれかが、予定価格算出の基礎となった当該経費の額に当該経費の区分に応じて定める率を乗じて得た額に満たない場合とする。

(1) 測量業務

- イ 直接測量費 80パーセント
- ロ 諸経費（間接測量費と一般管理費等の合計額）相当額 50パーセント
なお、測量調査費が含まれる場合は、第3号を適用する。

(2) 地質調査

- イ 直接調査費と間接調査費の合計額 75パーセント
- ロ 諸経費（業務管理費と一般管理費等の合計額）相当額 50パーセント
なお、解析等調査業務費が含まれる場合は、第3号を適用する。

(3) 土木コンサルタント

- イ 直接人件費の額 90パーセント
- ロ 直接経費の額 90パーセント
- ハ その他原価の額 90パーセント
- ニ 一般管理費等の額 30パーセント

(4) 建築コンサルタント（工事監理業務を含む）

- イ 直接人件費の額 90パーセント
- ロ 技術経費の額 60パーセント

- ハ 諸経費相当額 60パーセント
- (5) 補償コンサルタント
 - イ 直接人件費の額 90パーセント
 - ロ 直接経費の額 90パーセント
 - ハ その他原価の額 90パーセント
 - ニ 一般管理費等の額 30パーセント

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。